

統計委第13号
令和元年9月30日

総務大臣
高市早苗 殿

統計委員会委員長
西村清彦

諮問第131号の答申 国勢調査の変更について

本委員会は、諮問第131号による国勢調査の変更（令和2年に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和元年6月21日付け総統勢第24号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「国勢調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」の「ウ 報告を求めるために用いる方法の変更」で指摘した事項については、適切な対応を行う必要がある。

(2) 理由等

ア 報告を求める個人又は法人その他の団体の変更

本申請では、報告を求める個人又は法人その他の団体の数について、前回の平成27年調査（簡易調査。西暦の末尾が5の年に実施する国勢調査）（以下「前回調査」という。）における「約1億2800万人（約5200万世帯）」から「約1億2700万人（約5300万世帯）」に変更する計画である。

これについては、前回調査の結果を踏まえて変更するものであり、適当である。

イ 報告を求める事項の変更

(ア) 「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項の大規模調査事項への変更

本申請では、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項について、大規模調査（西暦の末尾が0の年に実施する国勢調査）においてのみ把握する事項とするよう変更する計画である。

これについては、従来、本調査事項は大規模調査においてのみ把握する事項とされていたものであるが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による人口移動の状況等を把握するため、簡易調査である前回調査においても当該事項を追加して把握するよう変更されたものである。このように、当該変更は、前回調査に対する緊急の措置として行われたものであることから、今回、従前どおり、再度、大規模調査においてのみ把握する事項として位置付けるため変更するものであり、大規模調査である今回調査では実質的に変更を伴うものではないため、適当である。

(イ) 「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項の削除

本申請では、「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項について、図1のとおり、削除する計画である。

本調査事項については、結果の利活用状況が乏しいものとなっていること、報告者負担が大きいことのほか、住宅・土地統計調査（総務省が所管する基幹統計調査）による代替可能性等を踏まえ、報告者負担の軽減及び調査の効率化等の観点から、本調査事項を削除するものであり、適当である。

図1

【現行（平成22年調査）】								【変更案】							
(14) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)		20m ² 未満	20~30m ² 未満	30~40m ² 未満	40~50m ² 未満	50~60m ² 未満	60~70m ² 未満	70~80m ² 未満	80~90m ² 未満	90~100m ² 未満	100~120m ² 未満	120~150m ² 未満	150~200m ² 未満	200~250m ² 未満	250m ² 以上
• 居住室のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
• 営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

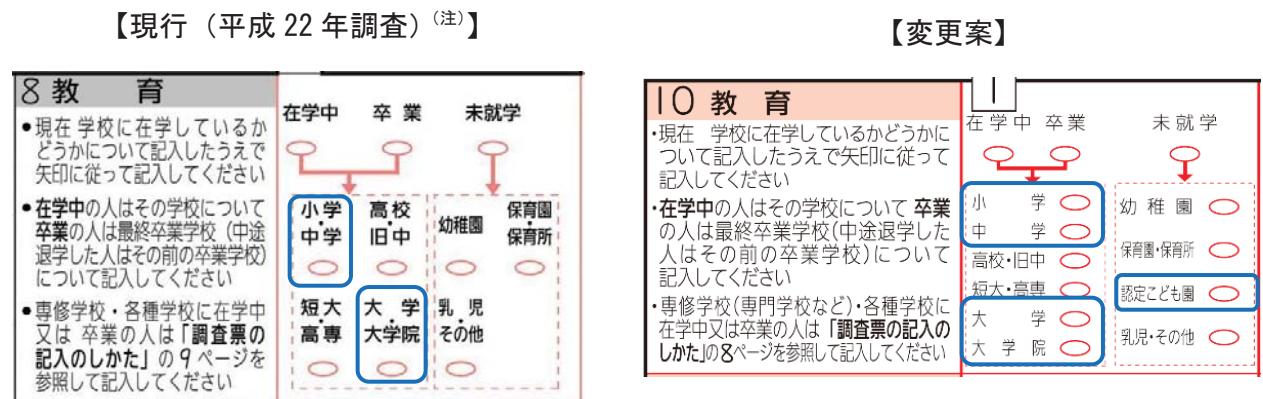
[削除]

(ウ) 「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化

本申請では、「教育」の状況を把握する調査事項において、図2のとおり、在学中又は卒業者の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」にそれぞれ分割するとともに、未就学の選択肢の一つとして「認定こども園」を追加する計画である。

これらについては、①「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）に基づく義務教育未修了者を対象とした夜間中学校の設置の推進・充実が図られていることを踏まえた、義務教育未修了者の実態把握、②近年における大学院修了者の増加に伴う、キャリアパスの確保と進路の確保の必要性に伴う実態把握、さらに、③新たな認定こども園制度の創設に伴い、子どもを認定こども園に通わせる世帯の状況把握など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた施策ニーズに対応するものであることから、適当である。

図2



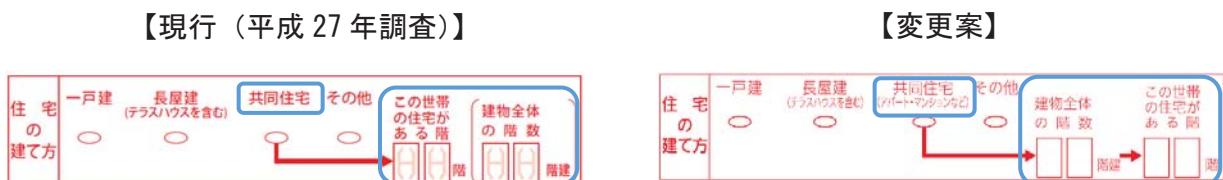
（注）「教育」の状況は、大規模調査においてのみ把握する事項のため、直近の調査は平成22年調査となる。

（エ）「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更及び選択肢の例示の追加

本申請では、「住宅の建て方」を把握する調査事項において、図3のとおり、選択肢のうち、「共同住宅」の例示として（アパート・マンションなど）を追加するとともに、「共同住宅」を選択した場合の補問として、初めに「建物全体の階数」に回答した後に「この世帯の住宅がある階」に回答するよう、把握する順番を変更する計画である。

これらについては、回答に当たって誤記入が生じないように変更するものであることから、適当である。

図3



ウ 報告を求めるために用いる方法の変更

（ア）オンライン回答用ID及び調査票配布方法の変更

本申請では、オンライン調査の実施方法について、オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答がなかった報告者にのみ紙の調査票を後日配布する方法から、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更する計画である。

これについては、前回調査において、統計調査員や郵送による調査票回収に比してオンライン回答率が36.9%と最も高い結果となった一方、調査関係書類の配布方法が複雑となつことにより、統計調査員による誤配布や、それに伴う地方公共団体における調査票提出世帯の確認・特定作業等に係る事務負担が増加したことを踏まえて変更するものであり、オンライン回答率の維持・向上に留意しつつ、統計調査員及び地方公共団体の事務負担軽減等を図ることから、おおむね適当である。

ただし、今回調査に係る第三次試験調査の結果も踏まえ、若年層に対する広報強化等、より一層効果的なオンライン調査の利用促進方策について検討する必要がある。

(イ) 調査世帯一覧及び調査区要図の変更

本申請では、調査世帯一覧について、①図4及び図5のとおり、「A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について」欄の「指導員使用」欄及び「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について」欄を削除するとともに、②記入項目の表記等について、図4及び図5のとおり、一部変更する。調査区要図について、③図6のとおり、様式上の表記を一部変更する計画である。

このうち、①については、後述のとおり、今回調査から抽出速報集計を廃止することに伴い、従来、当該集計のために設けていた項目が不要となったため削除するものであり、統計作成事務の合理化及び統計調査員の事務の簡素化に資することから、適当である。また、②及び③については、統計調査員が記入するに当たっての分かりやすさに配慮して変更するものであり、円滑かつ正確な調査の実施等に資することから、適当である。

**図4
【調査世帯一覧】**

【現行（平成27年調査）】

調査世帯一覧										調査員氏名
平成27年国勢調査										単位区の区域
◆単位区（単位区がない場合は調査区）ごとに作成してください。 ◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。										
都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)					枚のうち_____枚目
A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について										
(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者の氏名	(3) 所在地(番地・号など)	(4) 建物の名称	(5) 世帯員の数	(6) 調査票枚数	(7) 提出状況	(8) 面取	(9) 備考	(10) 指導員使用	
				総数	男	女	不提出者数	面取者数		
							未回収	未回収		
							未回収	未回収		
							未回収	未回収		

削除

【変更案】

調査世帯一覧										調査員氏名
年国勢調査										単位区の所在地
◆単位区（単位区がない場合は調査区）ごとに作成してください。 ◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。										変更
都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)					枚のうち_____枚目
(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者の氏名	(3) 所在地(番地・号など)	(4) 建物の名称 (マンション名など)	(5) 世帯員の数	(6) 調査票枚数	(7) 回収結果	(8) 面取	(9) 備考		
				総数	男	女	未回収	面取		
							未回収	面取		
							未回収	面取		

例示追加

順番入替

図 5

【現行（平成 27 年調査）】

B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について						
(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者の氏名	(3) 所在地(番地・号など)	(4) 建物の名称(学生寮・社会施設などの名称)	(5) 世帯員の数	(6) 調査票枚数	(7) 備考
				総数	男	女
50						
50						
50						

削除

合計				
	世帯数	世帯員の数		調査票枚数
		総数	男	
A 一般の世帯、 30人未満の施設等の世帯		人	人	人
B 1世帯の世帯員の数が 30人以上の施設等の世帯		人	人	人
合計 (A+B)		人	人	人

削除

▲ 総務省統計局

【変更案】

指導員記入欄				
	世帯数 総数	世帯員の数		調査票枚数 (回収)
		総数	男	
合計		人	人	人

変更

▲ 総務省統計局

変更

図 6

【調査区要図】

【現行（平成 27 年調査）】

平成 年国勢調査 調査区要図

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)
				□ □ □ □ □ □ ~ □ □	

【変更案】

年 国勢調査 調査区要図

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)
				□ □ □ □ □ □ ~ □ □	

調査員 氏名
調査区の区域

調査員 氏名
調査区の所在地

変更

エ 報告を求める期間の変更

本申請では、調査の実施期間について、「9月10日～10月20日」から「9月14日～10月20日」に変更するとともに、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨により甚大な被害が生じた茨城県常総市における調査実施期間の延長規定を削除する計画である。

これらのうち、調査の実施期間の変更については、前述ウ（ア）のとおり、前回調査ではオンライン回答用IDを先行配布し、オンライン回答のない報告者にのみ紙の調査票を配布する方法としたことに伴い、統計調査員による調査関係書類の二段階配布や紙の調査票の配

布対象となる報告者の選別等に要する作業期間を考慮した期間設定としていたのに対し、今回調査では、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布するよう変更することに伴い、当該作業期間を考慮する必要がなくなったことを踏まえ、調査実施期間を短縮するものである。また、常総市における調査実施期間の延長については、豪雨災害による影響を引き続き考慮する必要性が乏しくなったため、当該規定を削除するものである。それぞれ調査方法の変更や災害による影響を踏まえて変更することから、適当である。

オ 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

本申請では、①調査事項の削除に伴う関連する集計事項の削除、②利活用ニーズを踏まえた集計事項の追加^(注)、③地域表章区分の変更、④利活用上の利便性等を考慮した結果表の分割・統合等を行うほか、早期の結果利用に対応する利活用ニーズが乏しくなった抽出速報集計の廃止など、集計体系の見直しを行い、利活用ニーズの高い基本集計等の公表時期を1か月早期化する計画である。

これらについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、集計事務の効率化を図り、調査結果の提供時期の早期化を図ることにより、広く統計利用者のニーズに応えようとするものであることから、適当である。

(注) 就業状態等基本集計において、「在学か否かの別・最終卒業学校の種類、年齢（各歳）、男女別人口（15歳以上）」、「産業（大分類）、職業（大分類）、在学か否かの別・最終卒業学校の種類、男女別就業者数（15歳以上）」の2表を追加する。

カ その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）の変更

本申請では、東日本大震災の影響に伴い、調査実施が困難な地域において、地域の実状に応じて調査方法等を一部変更して実施することを可能とする規定を削除する計画である。

これについては、今回調査の実施に当たり引き続き東日本大震災による影響を考慮する必要性が乏しくなったことから当該規定を削除するものであり、適当である。

2 「諮問第68号の答申 国勢調査の変更について」（平成26年10月20日付け府統委第99号）における今後の課題及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）への対応状況並びに今後の課題

本調査については、「諮問第68号の答申 国勢調査の変更について」（平成26年10月20日付け府統委第99号）において、令和2年に実施する今回調査の企画に当たり、調査方法、調査事項等に關し、前回調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえ、その変更の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとすることが必要であると指摘されている。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、①前回調査における実施状況の検証結果を踏まえた若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策について検討すること、②調査票回収方法の多様化に伴い、事務量が増加した地方公共団体の事務負担軽減方策について検討すること、③広報の一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努めることについて指摘されている。

これらの指摘を踏まえた総務省の対応状況及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

(1) オンライン調査の更なる利用促進方策の検討

総務省は、前回調査において、オンライン調査を全国に拡大するとともに、前述1（2）ウのとおり、紙の調査票の配布に先行して、オンライン回答用IDのみ配布する方法を導入した。その結果、他の回収方法に比して、オンライン回答が最も高い結果となり、精度の向上や報告者の利便性に寄与した一方で、調査関係書類の配布方法の複雑化に伴う地方公共団体及び統計調査員の事務負担が増大した。このことを踏まえ、本申請では、オンライン回答方式を維持しつつ、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更することとしている。

これについては、地方公共団体及び統計調査員の事務負担軽減とともに、調査員にとってもより理解しやすい配布方法であり、調査員の確保にも資するものと考えられることから、適当である。なお、今回のオンライン調査の実施方法の変更に伴うオンライン回答率への影響及び地方公共団体の事務負担軽減の効果について十分な検証を行い、その結果も踏まえ、次回の令和7年の本調査の実施に向けて、更なる有効かつ効果的な方策について検討する必要がある。

(2) 調査票の任意封入提出方式の継続実施

総務省は、前回調査において、高齢者の増加等に伴い、調査票の記入不備の改善及び統計調査員による調査票への記入支援などを円滑に実施するため、従来の調査票を封筒に密封して提出する全封入方式から、封入を報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更した。その結果、統計調査員による回収時における調査票の点検が可能となり、記入不備や未記入状況に一定の改善効果が認められたことから、今回調査においても引き続き任意封入提出方式を導入している。

これについては、調査結果の正確性の確保及び地方公共団体の審査事務の負担軽減にも資するものであることから、適当である。

(3) 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善

総務省は、前回調査において、オートロックマンション等の調査困難世帯への対応や調査員確保対策の一助として、大規模な集合住宅の管理会社や社会福祉施設等の運営法人等への調査員業務の委託を可能とした。その結果、同委託については、全市町村の約3割、特に社会福祉施設や病院のある調査区における利用が高く、一定の導入効果がみられたことから、今回調査においても当該取組を継続するとともに、前回調査において調査員業務を引き受けてもらえない事例も少なからずみられたことを踏まえ、マンション管理団体への協力依頼を積極的に行うことにより、各市町村における管理会社等への調査員業務の委託が円滑に行われるよう支援するとしている。

これについては、地方公共団体の事務負担軽減にも資するものと認められることから、適当と考えられる。その一方、入居するマンションの管理人や施設管理者等、身近な者が統計調査員となることによる個人情報保護等の面からの報告者の忌避感も懸念されることにも留意し、調査結果の正確性・信頼性の確保及び円滑な調査実施等への影響が生じないよう、調査票情報の秘密保持等の徹底を図るなど、引き続き必要かつ万全な対応方策について検討する必要がある。

(4) 市町村の判断による郵送回収方式の見直し・改善

総務省は、前回調査において、各市町村の判断による郵送回収の導入を可能としたところ、人口規模の小さい町村や統計調査員による回収が十分に機能していると思われる市町村を除

き、市町村全体の約8割において郵送回収が広く実施された実績を踏まえ、今回調査においても引き続き同方式を導入することとしている。導入に当たっては、前回調査において全国から郵送提出される調査票を総務省が委託する民間事業者において一括して受付、記入状況の確認、各市町村への仕分け・発送等の業務を行っていたが、調査票の返送に時間要する市町村もあったことを踏まえ、民間事業者の作業拠点を複数箇所に拡大するほか、仕分け作業の見直し等を行うことにより、調査票の審査を行う各市町村への調査票の返送作業の迅速化を図ることとしている。

これについては、報告者のプライバシー意識への配慮とともに、市町村の事務負担軽減にも資するものであることから、適当である。

(5) 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討

総務省は、簡易調査である前回調査において、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響把握のために緊急の措置として追加した「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」については、大規模災害発生時における影響の推計やその後の復興状況の評価等に広く有効活用されたとしているが、前述1(2)イ(ア)のとおり、今回調査からは、従前どおり、大規模調査でのみ把握する事項として再整理することとしている。

これについては、我が国が人口減少社会を迎えようとしている中、本調査において人口移動の状況を継続的に把握することの重要性は高いと考えられることから、平成22年の本調査から今回調査までの「5年前の住居の所在地」の把握結果の分析・評価を行うとともに、総務省が別途作成している「住民基本台帳人口移動報告」による代替可能性についても整理・検討を行った上で、報告者負担にも配慮しつつ、今後、本調査において、簡易調査を含め、継続的に「5年前の住居の所在地」を把握することについて検討する必要がある。

(6) 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等

本課題について、総務省は、従来、テレビ・ラジオのCMや新聞広告、インターネット広告等の広報媒体を活用して本調査の広報を展開してきたところであり、前回調査では、オートロックマンション等の居住世帯への事前周知用にポスターやリーフレットを作成し、調査実施前年からマンション関係団体等への周知を行うとともに、オンライン調査の全国展開に当たり、各広報媒体や調査関係書類において積極的にオンライン回答へ誘導するための周知を行ったほか、地方公共団体においても、広報誌やホームページ等による周知のみならず、オンライン回答ブースの設置、啓発イベント開催やオンライン回答の実演など地域の実情に応じた取組を展開したとしている。

また、総務省は、今回調査では、地方公共団体で実施した効果的な取組事例の情報共有や、昼間不在世帯となる学生を含む若年者層への対応として学校や職場から周知する方法や、前回調査において周知効果が高かったインターネット広告の充実を図り、特に若年者層で利用率の高いスマートフォンのSNSアプリへの広告掲載等、取組の充実を図ることとしている。

これらについては、本調査が抱える課題に対応するとともにオンライン化の一層の推進に一定程度資するものと考えられるが、その一方、本調査が全国民を対象として実施される最も基本的となる調査であり、オンライン調査の促進や公的統計に対する国民の理解増進を図る上でも重要な役割を担うものと考えられることから、今回調査における広報の取組の効果等について十分な検証を行い、その結果を踏まえ、更なる有効かつ効果的な広報について引き続き検討する必要がある。